

## 第十五章 憲法審査会

三四二 憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する。  
(注) 憲法審査会は、第百六十六回国会における日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の制定により国会法の一部改正が行われ、第百六十七回国会の召集日（平成十九年八月七日）に設置された。

憲規  
第三二  
条条

## 三三三 憲法審査会は、四十五人の委員で組織する

憲法審査会は、四十五人の委員で組織する。

委員は、議院運営委員会理事会において、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、各会派の申出に基づき、議院の会議において選任する。

参照 六号、九号、一〇号、一二号、三三二号

憲規  
第五  
条

## 三三四 会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び

憲法審査会を代表する

会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び憲法審査会を代表する。

参照 一三号、三三三号

### 三四五 会長は、憲法審査会においてその委員が互選する

会長は、憲法審査会においてその委員が互選する。

会長の互選に当たっては、委員中の年長者が会長の職務を行う。

会長は、議院運営委員会理事会において定めた会派に対する割当てに基づき、当該会派からあらかじめ推薦された者について、会長の職務を行う年長者の指名により選任するのを例とする。

なお、会長を会派に割り当てない場合において、会長を無名投票により互選した次のような例がある。  
第七十九回国会憲法審査会（平成二十三年十月二十一日）において、会長を選任するに当たり、

会長の職務を行った年長者江口克彦君の発議により無名投票によって互選を行ったところ、小坂憲次君が当選した。

なお、江口克彦君は投票を行った。

参照 一六号—二二号、三二号、三二四号

### 三四六 会長の辞任は、憲法審査会が許可する

会長が辞任しようとするときは、文書で幹事にその旨を申し出、幹事は憲法審査会に諮ってこれを許可する。

参照 一二号、一五号、三二五号、三四七号

### 三四七 会長の辞任を許可したときは、引き続きその補欠選任を行うのを例とする

憲法審査会において、会長の辞任を許可したときは、当日の憲法審査会において引き続きその補欠選任を行うのを例とする。

参照 一三号、三二六号、三四五号、三四六号

三四八 幹事は、議院運営委員会理事會において定めた幹事の數及び各会派に対する割当てに基づき、憲法審査會において選任するのを例とする

幹事は、あらかじめ議院運営委員会理事會において定めた幹事の數及び各会派に対する割当てに基づき、憲法審査會において選任するのを例とする。

○憲法審査會の幹事の選任基準に関する議院運営委員会理事會決定

第百八十三回国會閉會後の議院運営委員会理事會（平成二十五年七月三十一日）

憲法審査會の幹事は、院内交渉会派に対しては少なくとも一名を割り当てるものとする。

なお、会長代理の指名について申合せを行った次のような例がある。

○憲法審査會の運営に関する申合せ

第百七十九回国會憲法審査會幹事會（平成二十三年十一月二十八日）

憲法調査會以来の先例を踏まえ、次のように申し合わせる。

○会長が会長代理を指名し、第一会派又は第二会派のうち会長の所屬しない会派の幹事の中から

選定する。

○憲法審査会の会長代理の指名に関する申合せ

第百八十五回国会憲法審査会幹事会（平成二十五年十一月六日）

憲法調査会以来の先例を踏まえ、次のとおり申し合わせる。

○会長が会長代理を指名し、野党第一会派の幹事の中から選定する。

参照 二五号―三五号、三二七号

### 三四九 憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、

いつでも開会することができる

憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができる定めである。

なお、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案の審査は、議院の会議において閉会中もなお審査することを議決した場合に限り、閉会中においても行うことができる。

参照 二九六号―三〇〇号

三五〇 憲法審査会は、必要に応じ、会長の発議又は委員の動議により小委員会を設ける

小委員会は、憲法審査会が、必要に応じ、会長の発議又は委員の動議によりこれを設ける。

参照 一九九号—二〇九号、二二二号—二一九号、三二九号

三五二 憲法審査会において公聴会を開くことを決定したときは、公聴会開会承認要求書を議長に提出する

憲法審査会が審査又は調査のため公聴会を開くことを決定したときは、会長は、議案の名称又は調査事項、問題及び開会の日を記載した公聴会開会承認要求書を作成し、これを議長に提出してその承認を求めらる。

参照 二二〇号—二二八号、三三〇号、諸表一八

憲規  
第二六条  
(規第三六条)

三五二 憲法審査会は、委員会又は調査会と協議して連合審査会を開くことができる。

憲法審査会は、委員会又は調査会と協議して連合審査会を開くことができる定めである。

参照 一二一九号—二四〇号、二四五号、二四六号、三三一号

憲規  
第一八条

三五三 参考人の出席を求めるには、参考人出席要求書を議長に提出する。

審査又は調査のため参考人の出席を求めるには、憲法審査会において、参考人の氏名、意見を求める事項及び出席を求める日時を決定し、会長からこれらを記載した参考人出席要求書を議長に提出し、議長は文書をもって参考人に出席を求める。

参照 一二七三号—二七七号、三三四号



三五四 委員を派遣するには、委員派遣承認要求書を議長に提出する

憲法審査会は、議長の承認を得て、審査又は調査のため委員を派遣することができる定めである。委員を派遣するには、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出する。

参照 二七八号—二八一号、三三三—三五号

三五五 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる

憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる定めである。

参照 五八号、五九号、一五二号、一五三号、三三七号、諸表六

憲規  
第二二条

## 三五六 憲法審査会の会議は、公開とする

憲法審査会の会議は、公開とする。ただし、憲法審査会の決議により非公開とすることができる。

## ○憲法審査会の運営について

第一百七十九回国会憲法審査会幹事懇談会（平成二十三年十一月九日）

憲法審査会の傍聴については、議員紹介を要することとし、会長に届け出るものとする。

## 参照 一七五号

国第一〇二条  
の八  
憲規  
第二四条

## 三五七 憲法審査会は、憲法改正原案に関し、衆議院の憲法審査会

と協議して合同審査会を開くことができる

憲法審査会は、憲法改正原案に関し、衆議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる  
定めである。

憲法審査会が衆議院の憲法審査会と合同審査会を開くには、会長が衆議院の憲法審査会会長と協議した後、その決議をしなければならない。

憲法審査会の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができる。

参照 三〇九号―三一四号、三一六号―三一八号

### 三五八 議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める

参議院憲法審査会規程に定めるもののほか、議事その他運営等に関し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める。

#### ○憲法審査会の運営について

第一百七十九回国会憲法審査会幹事懇談会（平成二十三年十一月九日）

憲法審査会の運営は、「参議院憲法審査会規程」に基づいて運営するが、規程の足らざる部分については、既存の委員会・調査会の運営を参考とし、必要に応じて運営に関する細則を定める。

